

平成19年(2007年)6月4日

姫路市長 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾英文

オンライン結合による提供の制限に関する意見について(答申)

平成19年4月23日付諮問書により諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、姫路市電算処理システムと広域連合電算処理システムとの結合による個人情報の処理について、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

#### 記

適当と認められる理由等

##### 1 電算処理システムの公益上の必要性について

医療制度改革により、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者等を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設されます。その運営主体は、都道府県ごとにすべての市町村が加入して設立する「後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)」という「特別地方公共団体」であり、保険者であります。この広域連合は、設置が法律上義務付けられております。

また、「高齢者の医療の確保に関する法律」第138条第1項においても、広域連合は事務を行う上で必要があると認めるときは、市町村等に対し、必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる旨が規定されています。

そこで、広域連合が行う資格認定、後期高齢者医療給付及び保険料賦課(決定)等の事務に関しては市町村等からの情報提供が必要であり、また各種申請受付等窓口事務や保険料徴収事務等は市町村が行うため、広域連合と市町村とのデータ授受は、後期高齢者医療制度事務の具体的内容から考慮しても必要であります。

次に、上記の事務を処理するためのデータ授受の方法については、当該電算処理システムの通信回線を使用することはセキュリティ面だけでなく、当該事務処理の効率にも有益であり、それは更に本市の本制度対象者のサービス向上にも寄与すると考えられます。

なお、「健康保険法等の一部を改正する法律」附則第35条において準備行為ができると規定されており、後期高齢者医療事務を円滑に施行するためにはオン

ライン結合による平成20年3月以前にデータを提供することはやむを得ないと考えます。

## 2 電算処理システムにおける個人情報の保護について

姫路市の構築しようとするシステムは、厚生労働省で提示した「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」を基に兵庫県後期高齢者医療広域連合が構築したシステムに接続され、データの授受は、広域連合と市間を接続する専用広域イーサ内通信回線により行われます。

また、このシステムは厚生労働省からの統一ソフトウェアを導入し、広域連合と市のシステムにおける通信の暗号化やシステム利用者の暗証番号による利用権限及びデータアクセス履歴の管理などセキュリティ対策が施されています。

次に、各主体等のセキュリティについて、姫路市は「姫路市電子計算機処理データ保護管理規程」「姫路市電子計算機処理データの保護及び管理に関する要綱」「姫路市個人情報保護条例」などに基づき、また兵庫県後期高齢者医療広域連合は「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準（案）」の制定により確保されることが考えられます。

なお、後期高齢者医療で取扱う情報は、個人情報の中でも特に適正な取扱いを必要とする病歴・健康状態に関するものが含まれていますので、その旨を認識した上で、広域イーサネットの接続については、広域連合と提供民間業者とでその契約の中で個人情報の保護について徹底されたい。